

2022年7月7日
九州電力株式会社

川内原子力発電所の保安規定に定める特定重大事故等対処施設に係る 運転上の制限の逸脱及び復帰について

当社は、川内原子力発電所1，2号機（加圧水型軽水炉、定格電気出力89万キロワット）の特定重大事故等対処施設^{※1}の計装設備について、一部の部品が装着されていない可能性を確認したことから、保安規定に定める当該計装設備の必要数を確保できていないと判断し、本年7月6日9時50分、川内原子力発電所1，2号機の運転上の制限^{※2}の逸脱を宣言して点検を実施しました。

その結果、当該計装設備の部品が装着されていなかったことから、正しく部品を装着し、計装設備の機能に問題がないことを確認したため、7月6日、1号機は17時10分、2号機は20時20分に運転上の制限の逸脱から復帰しています。

本事象による、川内原子力発電所1，2号機の原子炉施設への影響はなく、放射線による周辺への影響もありません。

当社は今後とも、地域の皆さまに安心し、信頼していただけるよう、積極的かつ丁寧で分かりやすい情報発信に努めてまいります。

※1 特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設です。

※2 運転上の制限（LCO：Limiting Condition for Operation）

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、動作可能な回線数などを定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに必要な措置を行います。

以上